

東京都食品安全情報評価委員会規則等

東京都食品安全情報評価委員会規則（平成十六年東京都規則第七十九号）（一部抜粋）

（趣旨）

第一条 この規則は、東京都食品安全条例（平成十六年東京都条例第六十七号。以下「条例」という。）第二十七条第八項の規定に基づき、東京都食品安全情報評価委員会（以下「情報評価委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条～第五条 略

（専門委員会）

第六条 情報評価委員会は、所掌事務を分掌させるため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、委員長の指名する委員及び専門委員をもって組織する。
- 3 専門委員会に座長を置き、専門委員会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 専門委員会は、委員長が招集する。
- 5 専門委員会は、所掌事項に係る調査を行うため必要があると認めるときは、学識経験を有する者から意見又は説明を聴くことができる。
- 6 専門委員会の議事の定足数及び表決数については、前条の規定を準用する。
- 7 座長は、専門委員会の事務を総理し、調査の経過及び結果を情報評価委員会に報告する。
- 8 情報評価委員会は、その議決により専門委員会の議決をもって情報評価委員会の議決とすることができる。

第七条～第八条 略

附 則

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 平成十六年七月三十一日までの間、第七条中「福祉保健局」とあるのは「健康局」と読み替えるものとする。

東京都食品安全情報評価委員会の運営について

平成16年7月9日決定
東京都食品安全情報評価委員会委員長

(趣旨)

第1 この要領は、東京都食品安全条例（平成16年東京都条例第67号）（以下「条例」という。）第27条第1項で設置された東京都食品安全情報評価委員会（以下「情報評価委員会」という。）の運営に関し、東京都食品安全情報評価委員会規則（平成16年東京都規則第79号）（以下「規則」という。）第8条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会)

第2 規則第6条に基づき、次の専門委員会を設置する。

- (1) 調査勧告専門委員会（常設）
 - (2) 選定された課題に対する個別の専門委員会
- 2 条例第21条第5項で規定されている知事の安全性調査の実施に関する事項及び条例第22条第2項で規定されている知事の措置勧告に関する事項は、調査勧告専門委員会が所掌する。
- 3 規則第6条第8項により、調査勧告専門委員会の議決をもって情報評価委員会の議決とする。

(会議等の公開)

第3 委員会の開催日時、開催場所等については、公開する。

- 2 委員会は原則として公開とする。ただし、次の各号に該当するときは、会議を非公開とすることができる。
- (1) 会議を公開することにより、委員の自由な発言が制限され、公正かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (2) 会議において取り扱う情報が、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条各号に該当する場合
- 3 委員長は、前条のただし書きに該当すると認めるとき又は委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 4 議事録、会議資料等についても、会議の公開と同様の扱いとする。
- 5 専門委員会に関しても、委員会と同様の扱いとする。
- 6 調査勧告専門委員会は、前項の規定に関わらず、会議、議事録、会議資料等は非公開とする。なお、評価結果については、情報評価委員会に報告するものとする。

東京都情報公開条例（平成11年3月19日東京都条例第5号）

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一 法令及び条例(以下「法令等」という。)の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関(内閣府設置法(平成11年法律第89号)第4条第3項に規定する事務をつかさどる機関である内閣府、宮内庁、同法第49条第1項若しくは第2項に規定する機関、国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関又はこれらに置かれる機関をいう。)の指示等により、公にすることができないと認められる情報

二 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他都民の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

- 五 都の機関並びに国、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- 六 都の機関又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上又は事業運営上の正当な利益を害するおそれ
 - ヘ 大学の管理又は運営に係る事務に関し、大学の教育又は研究の自由が損なわれるおそれ
- 七 都、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であつて、第三者における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものその他当該情報が公にされないことに対する当該第三者の信頼が保護に値するものであり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。